

所沢市客引き行為等の禁止に関する条例の概要

目的

○この条例は禁止地区内における客引き行為等を禁止することで、市民等が安心して通行することができる快適な環境を確保するとともに、健全な事業活動の発展に寄与することを目的とします。

定義

【客引き行為等】

客引き行為	通行人その他不特定のものの中から相手方を特定し、客となるよう誘う行為。言動又は動作により積極的に誘う行為をいいます。
客待ち行為	客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為。うろついたり、とどまったりする行為をいいます。
勧誘行為	通行人その他不特定のものの中から相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為。いわゆるスカウト行為をいいます。
勧誘待ち行為	勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為。うろついたり、とどまったりする行為をいいます。

【市民等】

○市内に在住する者、市内に通勤又は通学する者、市内に滞在する者及び市内を通過する者並びに地域コミュニティをいいます。

【地域コミュニティ】

○自治会等の地縁による団体及びボランティア、非営利活動団体その他の市民活動団体等で共通の目的を持ち、地域で活動するものをいいます。

【事業者】

○市内で事業活動を行う全ての者をいいます。

【禁止地区】

○客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止する区域をいいます。

市・市民等・事業者の責務

【市の責務】

○市は、警察その他関係行政機関及び地域コミュニティと連携し、この条例に関する意識の啓発、その他条例の目的を達成するために必要な施策を推進するものとします。

【市民等の責務】

○市民等は市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

【事業者の責務】

○事業者は、この条例に関し、必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

禁止地区内における地域コミュニティの責務

○禁止地区を活動範囲に含む地域コミュニティは、啓発その他の客引き行為等の禁止に関する取組を自主的に推進するよう努めるものとします。

禁止地区の指定

○市長は、この条例の目的を達成するため、特に必要があると認める区域を禁止地区として指定することができます。

禁止地区内における客引き行為等の禁止

- 何人も、禁止地区内の公共の場所（道路、公園、広場その他の公共の用に供する場所をいう。）において客引き行為をしてはならない。
- 何人も、金銭その他の財産上の利益を供与し、又はその供与を約束して、他人に禁止地区内の公共の場所において客引き行為等をさせてはならない。

客引き行為等を用いた営業の禁止等

- 客引き行為等をした者からの紹介を受けて又は受けた者を客として営業してはならない。
- 事業者は、従業員に対する指導、監督その他必要な措置を講じるよう努める。

指導等の実施

○禁止行為をしていると認めるものに対して、次のような指導等を行います。

区分	内 容
指導	禁止行為を中止するよう必要な指導をすることができます。
勧告	指導を受けた者が更に禁止行為をしていると認めるときは、その者に対し、禁止行為を中止するよう勧告をすることができます。
命令	勧告を受けた者が更に禁止行為をしていると認めるときは、その者に対し、禁止行為を中止するよう命令をすることができます。
公表	命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わなかったときは、命令の内容その他規則で定める事項を公表することができます。

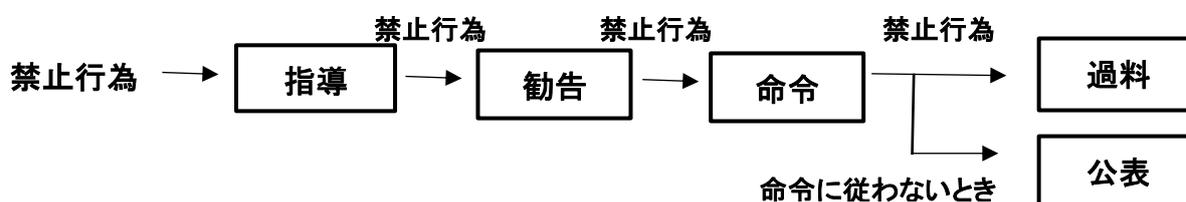
立ち入り調査等

○指導・勧告・命令の措置を行うため必要があると認めるときは、禁止行為をした者の事務所、店舗その他の場所の立ち入り調査をすることができます。

罰則 過料

○次の場合には、5万円以下の過料に処することができます。

- ・命令を受けたのちに、禁止行為をした者。
- ・立ち入り調査を拒み、妨げ、忌避し、氏名、住所その他必要事項等についての質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者。



※過料とは

地方自治法第14条に定められている行政上の秩序罰として科することができる5万円以下の過料であり、刑罰ではありません。

建物提供者の措置

禁止地区に所在する建物を他人に提供する者は（転貸するものを含む。）次に掲げる措置を講じるよう努めるものとします。

- 建物の提供に係る契約の締結に際し、相手方が事業の用に供するときは、禁止行為をしない旨を約させること。
- 契約に係る建物が事業に用に供され、禁止行為が行われたときは当該契約を解除することができる旨を定めること。

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

ただし、次の事項は令和2年10月1日から施行します。

- ・ 指導等の実施
- ・ 立ち入り調査等
- ・ 公表
- ・ 罰則（過料）